

STEP 0 はじめに車検証の2か所を見ます ここで追加書類が要るかどうかが決まります

☐ 所有者の氏名または名称 → 自分の名前になっているか

☐ 所有者の住所 → 今住んでいる住所と同じか

この2つが今のご自身と一致していれば、追加の書類はほとんど要りません。一致していない場合は2ページ目をご覧ください。「使用者」欄ではなく「所有者」欄を見ます。手続きができるのは所有者です。

STEP 1 自分で用意するもの 普通車と軽自動車で違うのは印鑑まわりです

| 用意するもの                                 | 普通車 | 軽自動車 | 入手先・備考                          |
|----------------------------------------|-----|------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自動車検査証（車検証）   | 必要  | 必要   | 車内のダッシュボードにあることが多い書類            |
| <input type="checkbox"/> ナンバープレート 前後2枚 | 必要  | 必要   | 後ろは封印付き。取り外しは窓口で行うのが原則          |
| <input type="checkbox"/> 印鑑            | 実印  | 認印で可 | —                               |
| <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書       | 必要  | 不要   | 市区町村役場・コンビニ交付／300円前後／発行後3か月以内   |
| <input type="checkbox"/> リサイクル券        | あれば | あれば  | 無くても手続きできます。再発行はできません           |
| <input type="checkbox"/> 自賠責保険証明書      | あれば | あれば  | 抹消登録には使いません。保険の解約返戻金を受け取る時に使います |
| <input type="checkbox"/> 振込先の口座が分かるもの  | あれば | あれば  | 還付金の受け取り先として記入します               |

STEP 2 窓口でもらうもの 事前の準備は要りません。その場で書けます

☐ 申請書（OCRシート） 運輸支局／軽自動車検査協会の窓口へ備え付け

☐ 手数料納付書 同上

☐ 自動車税・軽自動車税の申告書 同じ建物内の税の窓口へ備え付け

委任状と譲渡証明書だけは実印を押すため、国土交通省・運輸支局・軽自動車検査協会のサイトから印刷して家で用意しておくほうが確実です。普通車と軽自動車では様式そのものが別なので、取り違えにご注意ください。

STEP 3 車を解体する場合だけ追加 永久抹消登録／解体返納を行う場合

☐ 移動報告番号 解体業者から知らせてもらう番号です

☐ 解体報告記録がなされた日 同上。書類ではなく日付です

期限があります。永久抹消登録は、解体報告記録がなされた日から15日以内に申請することとされています。解体を業者に任せる場合は、この日付を必ず教えてもらってください。

STEP 4 揃える順番 役所で取る書類は最後に回します

1 車検証を見る  
所有者欄と住所欄を確認し、追加書類が要るかを判断します

2 時間のかかるものから  
所有権解除は1～2週間、相続の戸籍集めは1～3週間かかります

3 依頼先を決める  
自分で行くか業者に頼むかで、用意する書類の範囲が変わります

4 役所の書類を取る  
印鑑登録証明書・住民票などは手続きの直前に取りま

5 車内の書類を回収  
自賠責保険証明書とリサイクル券を探しておきます

印鑑登録証明書は発行後3か月以内という期限があります。先に取ってしまうと、所有権解除や解体を待っているうちに期限切れになることがあります。

# 状況別 | 追加で必要になる書類

教えて！廃車のしかた

oshiete-haisha.jp

2 / 2

当てはまるものだけ、1ページ目のリストに足します

## ① 住所が変わっている

☐ 引っ越しが1回 → 住民票（前住所の記載入り）

☐ 引っ越しが2回以上 → 戸籍の附票

市区町村役場・コンビニ交付／300円前後  
窓口では「**前の住所の記載を入れてください**」と伝えます。省略された住民票では住所のつながりが確認できません。

## ② 氏名が変わっている

☐ 戸籍謄本（抄本）

本籍地の市区町村役場／450円前後  
結婚・離婚などで名字が変わった場合です。住所も変わっているときは**1**の書類も合わせて用意します。

## ③ 所有者が信販会社・ディーラー（所有権留保）

☐ 譲渡証明書（会社から届きます）

☐ 委任状（会社から届きます）

☐ 会社の印鑑登録証明書（同上）

信販会社・ディーラーへ連絡／無料のことが多い／**やりとり**に**1～2週間**  
所有権留保＝支払いが終わるまで所有権を会社に残しておく仕組みです。完済していても自動では名義が戻りません。

## ④ ローンの支払いが残っている

☐ 原則として**完済**が先です

☐ 完済後、上の**3**の手順に進みます

事故や故障で乗れなくなった場合の扱いは契約によって異なります。買取額を残債に充てられることもありますので、**まず信販会社に連絡**してください。

## ⑤ 所有者が亡くなっている

☐ 被相続人の戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍（出生から死亡までつながるもの）

☐ 相続人全員の戸籍謄本

☐ 車を引き継ぐ相続人の印鑑登録証明書・実印

本籍地の市区町村役場／1通450～750円／郵送請求は往復1～2週間  
**軽自動車は印鑑登録証明書も遺産分割協議書も原則不要**で、届出の扱いで足ります。

## ⑥ 相続人が複数いる

☐ 遺産分割協議書（相続人全員の実印）

☐ 相続人全員の印鑑登録証明書

☐ または遺産分割協議成立申立書＋査定書

査定額100万円以下の車は、協議書に代えて申立書で申請できる取り扱いがあります（普通車）。**相続放棄を検討している段階では車を処分しないでください**。相続したものとみなされる場合があります。

## ⑦ 車検証をなくした

☐ 再交付を受けた車検証

運輸支局／軽自動車検査協会／300円程度  
窓口で再交付を受け、その日のうちに続けて廃車の手続きに進めるのが一般的です。本人確認書類と印鑑を持参します。

## ⑧ ナンバープレートをなくした

☐ 理由書

様式は窓口にあります。  
盗難の場合は警察への届出を求められることがありますので、事前に管轄の窓口へご確認ください。

## ⑨ 本人が窓口へ行けない（家族や業者に頼む）

☐ 普通車 → 委任状（実印を押します）

☐ 軽自動車 → 申請依頼書（認印で可）

様式は国土交通省・各運輸支局・軽自動車検査協会のサイトで配布されています。印刷して押印しておきます。業者に依頼する場合は業者が書式を用意するのが通常で、ご自身で用意するのは**実印と印鑑登録証明書**だと考えておけば足ります。

### 普通車の窓口

登録の手続き＝運輸支局（管轄は住所地）

自動車税の申告＝同じ建物内の税の窓口

### 軽自動車の窓口

登録の手続き＝軽自動車検査協会（陸運局ではありません）

軽自動車税の申告＝市区町村役場

**窓口は平日の日中のみです**。書類が足りないとその日は手続きできず、出直しになります。事情が重なっている場合は、行く前に管轄の窓口へ電話で確認しておくことと確実です。相続や共有名義が絡む場合は専門家にもご相談ください。